

## 横浜トリエンナーレサポーター 「サポーター・イニシアティブ」について

横浜トリエンナーレサポーター事務局では、サポーターの方々の自主的な活動を「サポーター・イニシアティブ」と称し、活動拠点となる黄金スタジオを中心とした活動を受け付けます。サポーター・イニシアティブを実施する際には、活動拠点の利用やメールニュースでの活動案内ができます。

### 活動上のルール・注意点

#### 1. 活動について

- (1) 活動内容は、横浜トリエンナーレ、現代アートに関わりがあるものとします。
- (2) 活動には、サポーター登録の有無に関わらず、誰もが参加できるものとします。  
(企画の相談や検討の場合は、有志のみで実施することができます。)
- (3) 活動を行うときは、原則2週間前までに届出書を提出することとします。
- (4) 届出された活動の有効期限（活動期限）は、2020年3月15日までとします。
- (5) 活動の主宰者は、活動のホスト役を務めます。
- (6) サポーター・イニシアティブでは、黄金スタジオで、サロン、トーク、ワークショップ、読書会等を行うことができます。
- (7) 拠点以外での活動 [まち歩きや展覧会のグループ鑑賞などのフィールドワーク等] を実施することや、拠点以外でもサロンやワークショップ等を行うことができます。
- (8) 拠点以外で実施する場合はサポーター活動として適切な場所で実施して下さい。  
また視察活動を行う場合は、必ず市内にて活動報告会を実施して下さい。
- (9) 活動中の飲酒は行なわないで下さい。
- (10) 活動のためのクラウドファンディングや寄付を募る行為はできません。また営利活動を行う行為もできません。
- (11) 活動に対する費用の補助はありません。
- (12) 活動の様子は横浜トリエンナーレサポーター活動報告ブログに掲載することができます。尚、活動独自のWEBサイトやブログを制作・公開することはできません。また、活動をフリーペーパー等にまとめて独自に発行、配布・配信する場合は、ハマトリーズ！内に限ります。
- (13) 活動については横浜市民活動保険を適用します。ただし単位取得や学習のために行う活動(学校の宿題として課された活動)は市民活動保険の対象外となります。詳しくは市民活動保険の案内をご確認ください。

参照：[横浜市ホームページ「市民活動保険について」](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/shien/hoken/hoken.html)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/shien/hoken/hoken.html>

## II. 活動の PR について

- (1) 活動は事前に、横浜トリエンナーレサポーターWEB や SNS、横浜トリエンナーレ公式 twitter で発信し、また、サポーターメールニュースでも配信して、広く告知します。
- (2) 告知の際は、活動概要、開催日、主宰者名等を周知します。
- (3) 発信・配信できる内容は、届出書に記載された PR 原稿を元に掲載します。

## III. 黄金スタジオ利用について

- (1) 利用を希望する場合は、原則 2 週間前までにサポーター窓口までご相談ください。  
なお、黄金スタジオでの他のイベント開催やスタッフのシフト調整等の都合によっては対応できない場合があります。
- (2) 同施設内には黄金町エリアマネジメントセンターのレジデンスプログラムに参加しているアーティストのスタジオが併設されています。開室日と同時に滞在制作や展示が行われている場合があります。
- (3) 黄金スタジオに設置されている Wi-Fi を利用できます。Wi-Fi にはパスワードが設定されています。
- (4) 黄金スタジオは火気厳禁および禁煙です。
- (5) 黄金スタジオに私物を保管することはできません。
- (6) 印刷を希望する場合は、黄金スタジオのインクジェットプリンターを利用できます。  
(対応：B5・A4・A3 サイズ) また印刷は一人につき 1 日 10 枚までです。利用時は管理簿に記入してください。

## IV. 守秘義務

- (1) 届出書に記載いただいた個人情報は、横浜トリエンナーレサポーター事務局で厳重に管理し、活動に関わる連絡等の目的を達成するものだけに使用し、その他に流用することはありません。
- (2) サポーターは、サポーター・イニシアティブの参加申し込みなどで、個人情報を取得する場合は必要最小限に留め、サポーター活動を円滑に行うことを目的にのみ使用して適切に取り扱ってください。また、サポーターが活動中に知り得た機密情報（施設管理、関係者・その他利用者に関する個人情報、職員に関する情報）は原則公表しないよう留意してください。
- (3) この守秘義務はブログや各種 SNS（twitter、Facebook、Instagram など）においても同様に適用します。
- (4) この守秘義務は活動期間終了後についても同様とします。

横浜トリエンナーレ組織委員会  
2019 年 7 月 28 日